

## 第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits

|          | 日本  |   | アメリカ  | イギリス  |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 種別       | 児童手当  | 扶養控除<br>(所得税、住民税)                       | 児童税額控除  | 児童給付  | 児童税額控除  |
| 根拠法      | 児童手当法 (1971年)   | 所得税法 (1965年)、<br>地方税法 (1950年)           | 1997年納税者救済法   | 1975年児童給付法  | 2002年税額控除法  |
| 管理運営     | 市区町村(公務員は所属庁等で実施)   | 国税庁、都道府県、市区町村                           | 内国歳入庁   | 歳入関税庁   | 歳入関税庁   |
| 財源       | 国、地方(都道府県、市町村)、事業主拠出金で構成 (注1)   |   |   | 一般財源  | 一般財源  |
| 受給(適用)要件 | 支給対象：<br>中学校修了までの国内に住所を有する児童<br><br>受給資格者：<br>監護生計要件を満たす父母等   | 控除対象：<br>扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者 | 17歳未満の子がいる者<br><br>※2021年はアメリカ救済計画法により、18歳未満に拡大   | 16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者<br><br>※収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は、減額措置あり | 就労税額控除の適用を受けており、16歳未満（フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳未満）の子を扶養している者<br><br>※収入等に応じた減額措置あり        |
| 給付(控除)内容 | ・所得制限額未満の世帯：3歳未満は月額1万5000円、3歳以上小学校修了まで第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5000円、中学生は月額1万円<br><br>・所得上限額未満の者：当分の間の特例給付月額5000円 (注2) |   | 子1人当たり：<br>2000ドル/年<br><br>※2021年はアメリカ救済計画法により、子1人当たり3000ドル/年、6歳未満の場合は1人当たり3600ドル/年へと拡大 | 第1子：<br>24.00ポンド/週<br><br>第2子以降：<br>1人当たり15.90ポンド/週 (2023年度)                            | 家族控除 (注3)：<br>545ポンド/年<br><br>児童加算：<br>1人当たり3235ポンド/年 (2023年度)<br><br>※障害を持つ児童の場合はさらに加算あり |

注 1) 国54.8%、地方27.4%、事業主8.2%、公務員分9.6%、2022年度予算ベース。

2) 所得制限額は年収960万円未満（夫婦・児童2人世帯の場合）を基準に設定、2012年6月分から適用。また、保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能（いずれも市町村が実施するかを判断）。

3) 家族控除の適用は、2017年4月6日の制度改正以前に出生した児童を含む場合のみ。また、制度改正以降に出生した児童がいる場合、支給対象は2名分まで。

第 9-10 表 育児に対する経済的支援（児童手当等）（続き）

Table 9-10: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

|                  | ドイツ  |  |   | フランス（注5）   |   |
|------------------|--|--|---|--|---|
| 種別               | 児童手当<br>(Kindergeld)   | 児童加算<br>(Kinderzuschlag)   | 児童控除<br>(Kinderfreibetrag)  | 家族手当<br>(Allocations familiales)   | 乳幼児迎え入れ<br>手当(Paje)の基礎<br>手当  |
| 根拠法              | 1996年租税法62<br>条及び児童手当<br>法   | 児童手当法  | 1996年租税法  | 社会 保 障 法 典<br>L521-1 ~ L521-3<br>条   | 社会保障法典<br>L531-1条   |
| 管理<br>運営         | 家族金庫（連邦雇用エージェンシー内に<br>付設）、監督指揮権は、連邦家庭省に<br>ある  |  | 税務署   | 全国家族手当金<br>庫(CNAF)   | 同左  |
| 財源               | 一般財源<br>(連邦：100%)  | 同左   |   | 企業の拠出金：43.8%、一般福祉税<br>など租税：22.1%、諸手当に対する国<br>及び県の負担金：21.9%（CNAFの主<br>な財源、2012年）                                      |   |
| 受給<br>(適用)<br>要件 | 18歳未満（教育<br>期間中の子につい<br>ては25歳未満、失<br>業中の子につい<br>ては21歳未満、25<br>歳到達前に障害を<br>負ったことにより就<br>労困難になった子<br>については無期<br>限）の子を扶養し<br>ている者 | 同左。低所得の親<br>に対して児童手当<br>に加算して支給。<br>当該の子が児童手<br>当の支給対象で、<br>両親の所得が900<br>ユーロ（ひとり親は<br>600ユーロ）以上<br>で、当該給付によ<br>り失業給付IIや社<br>会扶助の受給が不<br>要になる場合 | 子を養育する場<br>合、一定額が控除<br>対象となる<br>(注4)<br>「児童扶養控除」<br>と「養育教育控<br>除」がある  | 20歳未満の子を2<br>人以上扶養してい<br>る者（所得制限な<br>し）  | 出産した子につい<br>て3歳まで、養子縁<br>組の決定の日から<br>3年間、子の20歳<br>の誕生日まで。所<br>得に応じて制限が<br>ある  |
| 給付<br>(控除)<br>内容 | 1人につき250ユーロ<br>(2023年)   | 児童1人につき<br>250ユーロが上限<br>(2023年)  | 児童1人につき夫<br>婦の場合6024ユー<br>ロ（親1人当たり<br>3012ユーロ）。こ<br>のほかBEA（介護・<br>教育・訓練）手当<br>は夫婦の場合<br>2928ユーロ（親1<br>人当たり1464ユー<br>ロ）<br>したがって、夫婦合<br>計で年額8952ユー<br>ロ（2023年） | 子の年齢や数に応<br>じて決まる<br>20歳未満の子が2<br>人おり、年収が7万<br>1194ユーロ以下<br>で、2人とも14歳未<br>満である場合、月<br>額141.99ユーロ<br>(2023年12月現<br>在) | 子が1人で、片方し<br>か収入がない夫<br>婦・カップルで、年<br>収が2万7654ユー<br>ロ以下の場合、あ<br>るいは2人とも収入<br>があり、年収が3万<br>6546ユーロ以下<br>の場合、月額184.81<br>ユーロ（2023年12<br>月現在） |

出典：厚生労働省「海外情勢報告」、[日本] 厚生労働省、内閣府、財務省、[イギリス] Gov.uk等、[ドイツ] 家庭・高齢者・女性・青少年省(BMFSFJ)、[フランス] 家族手当金庫(CAF)、政府公共サービスサイト

注 4) 児童手当は毎月支給されるが、暦年終了後、所得税の査定に当たり、所得控除の方が児童手当よりも有利である場合には、所得控除が適用されるとともに、児童手当が精算される。このほか養育関連費用については、2012年以降、親子の境遇にかかわらず課税対象から控除される。

5) 上記以外に様々な家族給付があるほか、税制上又は年金上の優遇措置がある。